陳　述　書

尾　上　一　孝

１　経歴

⑴　私は、昭和２２年１月１１日生まれで、現在７６歳です。

⑵　私には、後天性の聴覚障害があります。

私は出生時には聴覚障害はなかったものの、生後１０か月の頃、高熱を出して肺炎に罹った際、鼓膜が破れ、聴覚障害を負ったそうです。

両耳全ろうで全く聞こえず、後に「感音性難聴により聴力レベル左右とも１００ｄｂ以上のもの（両耳全ろう）」の障害名で身体障害者障害程度等級２級の認定を受け、身体障害者手帳の交付を受けています。

なお、私の両親や弟ら、その他の親族に聴覚障害はありません。

⑶　私はもともと長崎県に住んでおりましたが、親の仕事の関係で高校１年生のときに名古屋市に引っ越してきました。そして学校は、名古屋市内の愛知県立名古屋聾学校の高等部職業科に転入しました。

私が高校３年生になったとき、妻は同じ高校の１年生でした。同じ科でしたが、学年も異なり、授業も別でしたので、互いに顔を知っている程度でした。

私は、高校を卒業した後、同じ聾学校の専攻科に入り、そこで２年間勉強し、２１歳のときに卒業しました。妻は、その後、２０歳のときに聾学校を卒業しました。

⑷　私と妻は、卒業とともに同じ職業に就きましたが、職場は別々でした。

あるとき私が同業者の会合に参加して妻を見初め、お付き合いを申し込み、交際が始まりました。その後トントン拍子で進み、昭和５０年１月に結納、３月２２日に結婚式をし、４月１９日に入籍しました。

２　妻の不妊手術の経緯

⑴　結婚当時、私は２８歳、妻は２５歳でした。子どものことについて、結婚前に

妻と具体的に話し合ったことはありませんでしたが、私は子どもは自然にできたらいいなという気持ちでした。

⑵　私たちが入籍したころのある日、私と私の母は、妻の母から呼ばれ、妻の母と私の母が何か話をしていました。その場には、妻もいました。その話し合いの場では、妻の母も私の母も手話をしませんでしたので、私は話の内容が分かりませんでした。

話し合いの後、妻に尋ねたところ、妻は、私に対し、不妊手術をするという話し合いであったと泣きながら説明しました。私は突然の話に混乱し、妻に対し「考えるからちょっと待ってくれ。」と伝えました。

突然、子どもを作らないという選択肢を突きつけられ、１ヶ月くらい真剣に悩みました。私は子どもがほしかったので、本当は手術したくありませんでした。しかし、私は親の助けなしに生きていくことは難しいと感じていましたので、おそらく妻も同じであるだろうと考えました。手術を断ったら妻の母の怒りを買い、妻の母に逆らえない妻は離婚するしかなくなってしまうだろうと考えました。当時、ろう者が生きていく上で必要なあらゆる情報を得る手段がなく、家族に助けてもらいながら生きていくしかなかったのです。

⑶　妻と二人だけで話し合うと、妻が離婚と言いそうで、話し合うことはできませんでした。私の母は、「手術するかどうかは自分たちで決めなさい。」と言いましたが、妻の母親の言葉に抗うわけにはいきませんでした。

悩んだ結果、私には妻と結婚生活を続けることが一番大切だと思ったので、やむを得ず妻が手術をすること受け入れました。

妻は、私に対して申し訳なさを感じたのか、子どもが産めなくなったのでごめんなさい、と離婚を申し出てきましたが、私は、「子どもはいなくても、夫婦で助け合って暮らしていこう」と話しました。

以来、夫婦の間では子どもの話は封印してきました。

３　妻が手術をするにあたり

⑴　妻の手術は、私たちが結婚式を挙げた２ヶ月後の昭和５０年５月頃に行われました。

病院は、私の母が隣の家の人から勧められた山田産婦人科（現山田シティクリニック）というところでした。

手術に先立ち、妻と妻の母はその病院に相談し、入院の予約をしたようです。この時、私は病院に同行していません。

手術をするときは、私と妻の母、私の母が妻と一緒に病院に行きました。

⑵　私は、妻に不妊手術を施すことにつき、医師から意向確認などされたことはありません。手術の内容について医師から説明を受けたこともありません。

手術後、妻は１週間ほど入院していましたが、痛いと言っていました。

手術のお金は私たち夫婦は支払っていません。誰が払ったのかは分かりません。

妻が今回もらった診断書にある、妻のお腹の傷は、このときの手術によってできた傷跡です。

⑶　妻はこのとき全く健康でしたし、何か他の病気で手術をしなければならないとか、妊娠すると体が危なくなるといった事情は全くありませんでした。

二人とも妻の母親に言われて、やらなくてもいい手術をやむを得ずしたのです。このときは、優生保護法という法律の存在は全く知りませんでしたし、誰も教えてくれませんでした。

⑷　手術後、妻と二人の間では子供のことは一切話さず封印してきました。しかし、正月に親戚が集まったり、友人や仕事のお客との間で子供の話題になると、傷をえぐられるような思いでした。イライラして妻と喧嘩になることもあったので、私はとにかく趣味に没頭して紛らわそうと、カメラや将棋、麻雀などいろんな趣味を持ちました。

４　訴訟に至る経緯

⑴　ある日、高齢の人が裁判をしている優生保護法のニュースをテレビや新聞で見て、これは自分たちのことではないかと思いましたが、長い年月封印していたこともあり、自分たちのこととは捉えないようにしていたかもしれません。妻とも話しは出来ませんでした。それ以上深く考えることはせず、誰かに相談しようとも思えませんでしたし、相談しようと思っても誰に相談したらいいか分かりませんでした。

２０１９年３月、妻の友人が愛知県聴覚障害者協会の中嶋さんを紹介してくれ、妻が会うというので私も同伴しました。静岡の裁判にも傍聴に行きました。

優生保護法の情報を知るにつれて、怒りが沸いてきました。

妻が一時金を申請するというので、私も中嶋さんや弁護士との打合せに同席したり、陳述書を作成するなど申請に協力しました。なお、手術をしていない私には、一時金の申請の資格はありませんでした。同じ苦しみをいっしょに味わってきたのに、申請資格すらない一時金の制度もおかしいと思いました。

⑵　２０２０年１０月３０日付けで妻の一時金申請が認められ、私はこれでこの問題に一区切りつけようと思っていました。私達夫婦は、手術によって散々傷ついてきました。裁判など起こして、これ以上傷つくことは耐えられませんでした。当時のことを思い返すだけでも、大変な苦痛だったのです。仕事も終えて老後の生活を落ち着いて静かに暮らしたいと思っていました。

しかし、２０２２年６月、広島で行われた全国ろうあ大会に夫婦で参加した際、優生手術を受けたことで裁判を闘っていた人が５名も亡くなったと聞きました。私は正直裁判には躊躇がありましたが、妻はこれを聞いて闘うと決心したようです。妻が一人で闘うことは、とても心配だったので、私も一緒に闘うことを決意しました。もちろん、私自身も、優生保護法さえなければ自分の人生は変わっていたという強い怒りがあります。

5　本件に対する思い

私は、ろう学校を卒業した後、寄宿舎で生活しながら仕事をしていました。その寄宿舎では、子どもと触れ合うことが多々あり、子どもは本当に可愛いと思っていました。妻と結婚し、自分の子どもを持つことを夢見ていました。子どもの成長を写真で記録したり、一緒に野球をしたり、従姉妹の子どもと一緒に遊ばせることなどを想像していました。自分のことを犠牲にしても、子どもにお金を使って育てていきたいと考えていました。その夢が、手術によって全て壊れてしまったのです。

それ以来、何十年も辛い思い出として、心の中に封印して生きてきました。仕方のないことだと思って、諦めてきました。私にとっては、絶対に思い出したくない出来事でした。

それが、国の政策によるものだと分かったのです。辛い思いとは別に、徐々に怒りがわき上がってきました。

挙げ句の果てに、国は、妻が手術をしたかどうかすら分からないと言い出したのです。国が自ら資料の保管を怠り、いい加減な説明でごまかしてきたにも関わらず、手術自体をなかったことにしようとしているのです。このために、何十年も前の辛い記憶を掘り起こさなければなりませんでした。国によって、障害者がいかに差別されてきたのかがわかります。

もう二度と私達のように苦しむ人が現れないよう、裁判所におかれましては、国の責任をしっかり認めてくださいますようお願いいたします。

以　上

陳　述　書

尾　上　敬　子

1　経歴

⑴　私は、昭和２５年１月６日生まれで、現在７３歳です。

私が生まれたとき、私の父は中部電力に勤務しており、私の母は主婦でした。私は戸籍上三女ですが、長女は私が生まれる前に亡くなっており、三姉妹の二女として育ちました。

⑵　私には、先天性の聴覚障害があり、両耳全ろうで、全く聞こえません。「先天性ろう唖」、「感音性難聴により言語機能喪失」の障害名で、身体障害者障害程度等級２級の認定を受け、身体障害者手帳の交付を受けています。

私の母は、私を妊娠して８ヶ月目のころ、脚気で病院に行って診断を受けたところ、おなかの中の私に視覚障害か聴覚障害があるとわかったので、出産前に市役所の人などに盲学校や聾学校がどこにあるのかを聞いたそうです。

なお、私の両親や姉妹２人には聴覚障害はありません。

⑶　私が結婚するまで家族は誰も手話を使わず、家庭内の家族ともコミュニケーションは口話か筆談でした。学校の授業も口話で、家の中も外も口話でしたが、ろうの友達と話すときは手話を使って話しをしました。

母は、私が結婚した後、私と夫が手話で話すのを見て、夫のために手話を覚えてくれましたが、それまでは私が手話を使わないよう厳しく指導し、電車やバスなどの公共交通機関では、私が手話を使うと、母は「隠しなさい。」「だめ。」「使わない。」と言いました。当時は学校でも、手話は使わないよう指導されており、母はそれに合わせて厳しく私を指導したのです。

⑷　私は３歳のとき名古屋市内にある愛知県立名古屋聾学校の幼稚部に入り、高等部職業科を経て、専攻科まで通学しました。私は、本当は洋裁科に行きたかったのですが、母に「床屋は儲かるから」と言われ理容科に通っていました。

なお、正確には、私が小学校３年生のときに、名古屋聾学校が分離して千種聾

学校ができたので、小学３年生から小学６年生までは、千種聾学校に通い、千種聾学校には中学がなかったため、中学部から高等部専攻科までは、名古屋聾学校に通っています。

２　夫との出会いと結婚

⑴　もともと長崎県に住んでいた私の夫（原告２）もろう者で、高校１年生のときに名古屋市に引っ越してきて、私が通っていた名古屋聾学校の高等部職業科の同じ科に転入してきました。

夫が高校３年生になったとき、私は高校１年生で、授業が一緒になったことはなく、互いに顔を知っているくらいで、話しをすることはありませんでした。

夫は、高校を卒業した後、２年間、同じ聾学校の専攻科に入り、進級試験の関係で２１歳で卒業しました。私は２０歳で卒業しました。

二人とも、卒業とともに同じ職業に就きましたが、職場は別々でした。

⑵　その後、私と夫は、理容協会の集まりがあり、そこの忘年会や会合などで顔見知りになりました。

結婚する前の年の昭和４９年１０月ころ、夫から交際を申し込まれ、交際が始まりました。交際は順調に進み、結婚する昭和５０年の１月には結納、３月２２日に結婚式をし、４月１９日に入籍したのです。

結婚当時、私は２５歳、夫は２８歳でした。子どものことについて、結婚前に夫と具体的に話し合ったことはありませんでしたが、私は子どもは欲しいと強く思っていました。

３　不妊手術をすることになった経緯

⑴　母は、以前から「男性と交際してはいけない」と言っていましたが、私がプロポーズをされたことを母に話すと、結婚することについては反対されませんでした。しかし、妊娠することについては強く反対されました。

私が「どうして？」と尋ねると、母は「産まれてくる子どもの耳が聞こえなかったらどうやって育てるのか」「子どもに障害がなくても親の耳が聞こえなければ意思疎通が難しい」「他の姉妹に迷惑をかけないように」と言い、さらに私にピルを飲むように指示しました。私は毎月母と二人で病院に行ってピルを処方してもらい、毎日ピルを飲むようになりました。夫には内緒でした。私がピルを飲み続けたのは、婚約した昭和５０年１月頃から結婚式の１ヶ月後の昭和５０年４月頃までで、期間としては３ヶ月くらいです。

⑵　結婚後、私は夫の実家で夫の両親と同居しました。

私は、ピルを飲んでいることを夫にも言えないことが精神的に耐えられず、結婚式を挙げて１ヶ月たった頃、飲み続けたくないと勇気を出して私の母に言いました。すると母は、「手術しなさい、私から夫と夫の両親に説明する」と言い出したのです。母は私に「手術をしないなら、今後世話をしない。」とも言いましたし、姉や妹に「（敬子は）耳が聞こえないから手術した方がいいよね。」と言っていました。

母は、私が幼稚部の頃から、私の先生から将来結婚しても子どもは持たない方がいいと言われていたと思います。母は他のろう者を見てきて、親がろう者であることを恥だと思っていたのかもしれません。ずいぶん前から私が結婚しても子どもは産まない方がいいと考えていたのだと思います。

私から夫に話すのがつらかったので、母から、夫と夫の両親に話をしてもらいました。しかし、口話だったので夫はよく分からず、後日結局私が泣きながら夫に説明しました。夫は、かなりショックを受けたようで、かなり悩んでいたようですが、１か月後くらいに夫と夫の両親も同意し、手術をすることになりました。

夫の母は、夫の方が手術をすることも考えていたそうですが、隣の家の人から「男性は手術をすると体が弱くなる」と言われたので、私の方に手術させることに同意したようです。

⑶　私と夫の間で手術をすることの話し合いはできませんでした。その当時、ろう

者は、身近で耳の聞こえる親の言うことには全面的に従う他ありませんでした。当時、手話通訳の派遣の制度はまだなく、ＦＡＸも普及していませんでした。耳が聞こえないために情報が得られず、生活する中で分からないことがたくさんありました。自分で決断することが難しいことも、たくさんありました。何か困りごとがあるとき、相談先がなく、どこに相談すれば良いのかわかりませんでした。結局、母を介して情報を収集するしかなかったのです。母から「今後世話しない。」と言われると、全く情報が得られなくなってしまいます。また、それまでずっと母に頼って生きてきましたので、突然助けてもらえなくなると、どうして良いのか分からなくなってしまいました。母のいない生活は全く想像ができませんでした。当時、私たちろう者は、親の助けなしに社会参加する機会は、全く保障されていなかったのです。耳が聞こえる家族が、私たちと社会との唯一の接点でした。私と夫は、事実上私の母に逆らうことができず、諦めるしかありませんでした。夫婦で話し合ってどうにかなる状況ではなく、手術をするか、それが嫌なら離婚をするかしか選択はなかったのです。

私は、子どもが欲しかったので、本当は手術したくありませんでした。何か身体的な病気があったわけではありませんし、出産を自分の身体を守るために止められていたわけでもありません。以上のような事情から、母の言葉に従うしかなかったのです。今だから分かりますが、先輩や同じ世代の他のろう者同士の夫婦を見ても、親に子どもを持つことを反対された人は多く、それが当時のろう者の間での常識だったのだと思います。

⑷　夫が手術を受け入れたと聞いて、私は、子どもが産めなくなったことについて夫に悪いと思い、夫に離婚を申し出ました。しかし、夫は、子どもはいなくても夫婦で助け合って生活していこうと話してくれました。

その後、子どもの話や手術の話は、夫婦で話し合うことは一度もできませんでした。二人とも子どもが欲しかったわけですから、そのような話をすると、私と夫はギクシャクしてしまい、雰囲気が悪くなってしまうと思ったからです。

4　不妊手術

⑴　不妊手術は、結婚式をしてから２ヶ月後の昭和５０年５月頃に行いました。

私が手術をする病院については、夫の母が隣の家の人から山田産婦人科（現山田シティクリニック）がいいよと勧められたので、私の母にその病院に連れて行かれました。

まず私と私の母とで病院に行き、私の母がお医者さんに話をして手術をすることになりました。私は耳が聞こえないので、私の母とお医者さんが何を話しているのか分かりませんでしたが、医師が母に「手術をしても良いですか。」と尋ね、そのことだけ母から口話で伝えられました。私は、母に逆らうことができなかったため、母に「手術やります。」と答えました。医師から私に対して手術の説明は何もありませんでした。何か書類に署名した記憶もありません。このほか、手術の詳細については、母からも医師からも何も聞かされていません。この日は手術の予約をしました。

⑵　手術のときは、私の母、私、夫と夫の母親が一緒に病院に行きました。

私は、手術の内容についてきちんと説明を受けていなかったので不安になり、お医者さんに、卵巣を全部取りますか、とだけ聞きました。卵巣を取ってしまうと女性ホルモンが出なくなるなどの影響が大きくて心配になったからです。

お医者さんは、卵巣を全部取るのではなく、ヒモで縛るだけですと答えました。

具体的な手術の内容は分かりません。全身麻酔から覚めたときに、お医者さんから「無事に終わりました」程度のことしか聞いていません。術後も何の説明もありませんでした。手術の前後、入院していた期間を含め、何か書類に署名をした覚えはありません。

⑶　手術後、１週間ほど入院しましたが、とても痛かったことを覚えています。しかし、痛みは１週間で落ち着き、その後痛みはありませんでした。その後、不妊手術に関しては通院していません。人間ドックを他の病院で受けていましたが、

子宮がん検診だけ、婦人科に行かねばならず、この病院で受けていました。

手術のお金がいくらかかったのか、誰が払ったのかは分かりません。少なくとも私たち夫婦は支払っていません。私は、私の母が支払うべきものだったと思っています。

⑷　今回提出した診断書に書かれているお腹の傷は、手術の前にはなく、この手術をしたことでできた傷跡です。手術直後、傷跡の大きさは５センチメートル程度で、今も傷跡の大きさは変わりません。

手術をしたお医者さんは、今はもう亡くなっており、現在はその子どもが院長をしています。

⑸　この手術が、不妊手術だということは知っていました。しかし、優生保護法という法律に基づく手術だということは、全く知りませんでした。優生保護法という法律があること自体、知らなかったのです。

5　その後

私の母は、後になって、妹に子どもが出来て、その子どもが独立して出て行ってしまい妹夫婦二人だけになったことについて、かわいそうだね、と私に言ったことがあります。私は、私には不妊手術をさせておいて、その私に妹の子どもが独立するのをかわいそうだねと同意を求める私の母の態度が、私に対する差別だと思い、非常に腹が立ちました。

親族で集まったときなどで妹や姉の子どもを見るときは、やっぱり子どもがいてうらやましい、と思うことはありました。子どもがいたら、通訳とか私の仕事の手伝いとかいろいろ助けてもらえたはずなのにと思います。

6　訴訟提起に至る経緯

⑴　子どもが欲しかった私にとって、子どもを諦めるということは、とても精神的に負担の大きなことでした。手術を受けてしまった以上、誰かに相談したからと

言って、子どもが産めるようになるわけではありません。夫も子どもを望んでいましたので、夫もショックがとても大きかったと思います。夫婦で子どもや手術のことを話し合うことなど、とても出来ませんでした。話せば、夫婦関係がギクシャクするだけで、何も解決しません。手術のことには触れないように、心の奥底にしまって生きてきたのです。第三者に相談して、手術や子どものことを考えるのも辛く、耐えられるものではありませんでした。ただただ、諦めるしかありませんでした。

私は、他のろう者から、手術を受けたという話を聞いたことがありませんでした。おそらく、他のろう者にとっても、手術の話を蒸し返すことはあまりに辛く、誰かに話すことなどできなかったのだと思います。

⑵　ところがある日、高齢の人が裁判をしている優生保護法のニュースをテレビや新聞で見て、これは自分のことだと思いました。しかし、長い年月封印していた話しですので、夫にも話せませんでした。誰かに相談しようとも思えませんでしたし、相談しようと思っても誰に相談したらいいか分かりませんでした。ただ、自分が手術をしたとは言わずに優生保護法の裁判のことを信頼できる友人と話しをしていたところ、私が不妊手術を受けたのかと聞かれ、その友人にだけ不妊手術を受けたことを告白しました。すると後日、その友人から、「中嶋さんに会った方が良い。」と連絡がきました。中嶋さんというのは、愛知県聴覚障害者協会の現在の理事長です。中嶋さんが優生保護法について行った講演を、その友人が聴いたというのです。私は、２０１９年３月２６日に、初めて中嶋さんに会いました。優生保護法という法律があり、同年４月２６日に静岡県で優生保護法に関する裁判期日があると聞きました。この時に、一時金に関する話も聞いたかもしれません。

⑶　２０１９年５月１８日に、私が手術をした病院に当時のカルテがないか確認したところ、病院からは何も残っていないと言われ、また諦めなければならないのかと思いました。

しかし、中嶋さんに相談したところ、弁護士を紹介してもらい、当時のカルテがなくても一時金が請求できる場合があると聞きました。それでもすぐには旧優生保護法の一時金を請求するかどうか決められませんでした。手術のことを説明したりするのは苦痛を伴い、夫との関係も悪くなってしまうのではないかと心配だったからです。それでも、中嶋さんや弁護士と話しをする中で、私の母親が悪かったのではなく、国が作った法律によるもので国に責任があると思うようになり、私が請求して認められれば、他の被害者の人も請求しやすくなるのではないかとも思い、２０１９年１２月、一時金請求をする決断をしました。

⑷　２０２０年２月に請求した一時金は、その年の１０月３０日付けで認められました。３２０万円という金額は、交通事故や医療事故で妊娠ができなくなった人の補償額に比べて余りに少ないと思い、悔し涙が止まりませんでした。

しかし、裁判をしようとまでは思えませんでした。お金目当てだと思われるのも嫌でしたし、家族から言われたり、家族に迷惑を掛けたりするのではないか心配でした。他の地域で裁判の支援をしている人から、裁判はマスコミに注目され、裁判を起こしたことが家族に知られたり、家族が周りから言われたりすると聞きました。また、ある原告は、遠方に住む家族から訴訟提起のニュースを見て、「二度と顔を出すな。」と強く批判されたということでした。そして何より、私達は、手術そのもので深く、長い間傷ついてきたのに、裁判を起こして、これ以上傷つきたくないと思ったのです。静かに暮らしたい、落ち着いて暮らしたいと思ったのです。

⑸　しかし、２０２２年６月、全国ろうあ者大会の広島大会に行き、優生保護裁判の原告の内５名が亡くなったと聞きました。兵庫の原告を支援している大矢さん（ひょうご聴覚障害者福祉事業協会理事長）ともお会いし、兵庫の原告の２組の夫婦がそれぞれ裁判中に手術を受けた方が亡くなったこと、その亡くなった方の思いを引き継いで闘うことが大事なことをお聞きしました。私はその思いに強く共感しました。亡くなった方の無念を晴らすためにも、また、同じ被害者

でも支援につながらず声を上げられていない大勢の人のためにも、私が裁判で闘わねばならないと思い、提訴することを決意しました。夫とも相談して夫も理解してくれたので、中嶋さんに裁判の原告となることを伝えました。

7　私の思い

テレビで優生保護法という法律を知った時、ショックを受けました。このような法律があったために、子どもを生むことができなかったのかと。はじめは母親を恨みました。しかし、一時金申請や提訴を通じて、母親が悪かったのではなく、優生保護法のような法律が、国が母にそうさせたのだと、母親もその被害者ではないかと思えるようになりました。

この法律がなければ、あたたかい家庭、幸せな、一緒にご飯食べたり、遊んだり、旅行に行ったり、当たり前の生活ができたはずです。私の人生を返して欲しい、私の体を元に戻して欲しい。

それができない以上、せめて国には、二度とこのようなことが起きないようにして欲しい、すべての被害者に対し謝罪と補償をして欲しい、そして差別のない社会にして欲しいと思います。

以　上